

平成28年熊本地震に関する重点要望

平成28年11月

熊 本 市

本年 4 月、熊本地域を襲った大地震は、本市に過去に例を見ないほど甚大な被害をもたらしました。

地震から 6 ヶ月が経過した今もなお余震は続いており、その回数は、国内の年間平均地震回数の二倍、4,100 回を超えています。

国におかれましては、これまで、避難者の生活支援のほか、激甚災害の指定、予備費の使用、先般の第二次補正予算編成等、熊本地震への機動的かつ迅速なご対応と適切な財政措置を講じていただき、深く感謝申し上げます。

本市においては、市民生活の早期再建に向け、ライフラインの復旧や住まいの確保を進め、先月、今後の復興に向けた指針となる「熊本市震災復興計画」を策定しました。

今後は、市民・地域・行政が総力をあげて早期の復旧・復興を目指し、新しい熊本市の実現に向けて歩みを進めていく必要があります。

しかしながら、これらの取り組みを着実に実現していくためには莫大な経費が必要となることから、本市の財政の将来を危惧する声も強く、本市が確実な復興を進めていくためには、被災地の実情を鑑みた柔軟な予算執行と中長期的な財政支援をはじめとした国の絶大なる支援が不可欠です。

貴省におかれましては、一日も早い復旧・復興に向けた支援措置について、柔軟かつ万全の対策を講じていただきますよう強く要望いたします。

平成 28 年 1 1 月

熊本市長 大 西 一 史

目 次

社会福祉施設等の復旧に係る支援について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

医療給付費負担増等に伴う財政支援について・・・・・・・・・・・・・・ P 3

社会福祉施設等の復旧に係る支援について

提案・要望事項

- ① 応急仮設施設の整備あるいは代替施設の確保に係る国庫補助制度の創設
- ② 社会福祉施設等の災害復旧における査定の弾力的な運用等

【現状・課題等】

1 現在の状況等

① 市有の地域活動支援センター（希望荘）

休館したままの状態だが、屋外テントでの相談事業、近隣コミセンでの創作的活動※、他老人介護施設へ送迎しての入浴サービス※等の業務を継続している。（※は法定事業）

現在、被災度区分判定及び耐震診断の結果を待っている。今後、どこで、どのようなサービスを提供していくかについては、被災度区分判定及び耐震診断が完了する H29 年 6 月以降に決定する予定である。

② 災害復旧費国庫補助の査定状況（平成 28 年 11 月 1 日現在）

	査定済	未査定	合計
障害	25 施設	24 施設	49 施設
高齢	100 施設	28 施設	128 施設
子ども	2 施設	6 施設	8 施設
保育	55 施設	34 施設	89 施設
合計	182 施設	92 施設	274 施設

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
① 応急仮設施設の整備あるいは代替施設の確保に係る国庫補助制度の創設	なし	東日本大震災時と同様に、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱に「社会福祉施設等災害復旧費（厚生労働大臣が認める応急仮設施設整備に係る分）」を追加、あるいは代替施設の確保に係る国庫補助制度の創設	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱に「社会福祉施設等災害復旧費（厚生労働大臣が認める応急仮設施設整備に係る分）」が追加
② 災害復旧における査定	原則年内	査定期間の延長	現在も継続中

3 要望の内容

- ① 市有の地域活動支援センター（希望荘）は、耐震診断を実施後に復旧工事を行う予定であり、工事完了まで当分の期間を要する見込みです。本市には当該施設と同様の事業を行っている施設は他になく、また、ひきこもり防止のためにも障がい者への継続的な支援が重要であることから、応急仮設施設の整備あるいは代替施設の確保が必要です。そのため、そうした事業に係る国庫補助制度の創設を求めます。

- ② 社会福祉施設等の災害復旧について、国庫補助協議書を提出した施設から、順次、九州厚生局の査定を受けているが、施工業者不足により見積書を徴取できない施設については、年内の協議書の提出が困難な状況です。このような状況を勘案し、全ての施設が査定を受けることができるよう査定期間の期限を定めないなどの弾力的な運用をお願いいたします。

医療給付費負担増等に伴う財政支援について

提案・要望事項

- ① 一部負担金免除の実施による波及増を含めた医療給付費増嵩への財政支援
- ② 課税所得金額の減少による保険料調定額減少及び収納率低下等に伴う保険料減収への財政支援

【現状・課題等】

1 財政影響額

・国民健康保険会計財政影響額 約 11 億円（平成 29 年度分の試算）

※ ただし、医療給付費の伸長に応じて、財政影響額は変動。

2 現行制度及び東日本大震災時の対応等

	現行	要望内容	東日本大震災時
国庫補助交付基準の明確化（所要予算額確保）	国庫補助（特別調整交付金）の交付基準に、「特別事情による財政負担増加等があること」との基準はあるものの、適用可否等が不明確	東日本大震災同様、国庫補助（特別調整交付金）の交付基準に、「平成 28 年熊本地震による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援」を明確化（所要予算額確保）	国庫補助（特別調整交付金）の交付基準に、「東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援」が追加、明確化され、仙台市においては、平成 24 年度より医療給付費の負担増分として毎年度約 30 億円交付

3 要望の内容

- ① 平成 28 年熊本地震に係る特例措置として実施している国民健康保険料の減免や国民健康保険医療費の一部負担金免除については、財政支援が行われることとなったものの、今後は、一部負担金免除特例措置の実施による波及増を含めた医療給付費の増嵩が見込まれ、国保財政への影響が懸念されています。

このため、平成 28 年度における保険料減免等に対する財政支援のみならず、平成 29 年度以降についても、医療費の増嵩に伴う医療給付費の保険者の負担増に対する財政支援について、東日本大震災と同様に、特別調整交付金の交付基準において明確化していただき、所要予算額を確保して、継続的な財政支援をお願いいたします。

- ② また、国民健康保険料に係る課税所得金額の減少による保険料調定額減少及び保険料収納率の低下等に伴う保険料減収も見込まれており、国保財政への影響が懸念されています。平成 28 年

熊本地震による本市の被害は甚大であり、これから復興に取り組んでいく状況下にあっては、国民健康保険料の引上げや一般会計からの繰入れの増額は困難であることから、本市は、震災影響を抱えたまま、平成30年度からの国保制度改革を迎えることとなり、国民健康保険事業の安定的な運営に支障を及ぼすおそれがあります。

このため、医療給付費の保険者の負担増とともに、保険料減収に対する財政支援についても、御配慮いただきますようよろしくお願いいたします。